

広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人甲賀湖南中小企業福利サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)のホームページ、会員情報誌等(以下「広報媒体」という。)への広告掲載に関して、広告掲載を希望する会員事業所等から掲載料を徴することにより、自主財源の確保を図るとともに、会員へ広く有益情報を提供することを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 サービスセンターの「広報媒体」に掲載することができる広告は、会員利益の向上に資するものとし、その基準は、次の各号にいずれも該当しないもの、及びサービスセンター広告基準に準拠するものとする。

- (1) 中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 勤労者福祉の増進を阻害する内容を含むもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないものと理事長が認めたもの

2 前項各号に定めるものの詳細及び規制業種並びに事業者については、サービスセンター広告基準に定めるものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) ホームページのバナー
サイズは、縦176ピクセル×横600ピクセルとする。
データの保存形式はJPEG、PNG(動画は不可)とする。
- (2) 会報誌等
KOKOナビの場合、A4版：1/2面、A4版：1/4面、A4版：1/8面とする。

KOKOワークの場合、A4版：1/8面とする。

- 2 広告には、広告掲載者(以下「広告主」という。)の名称、連絡先を明記するものとする。
- 3 広告の掲載位置は、サービスセンターが指定する。

(広告の掲載料及び掲載期間)

第4条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)及び掲載期間は、別表1のとおりとする。

- 2 掲載料については、行政機関またはサービスセンターの関係機関等でサービスセンターが認めた場合は減免または免除することができる。
- 3 掲載期間内に、サービスセンターの都合でホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、原則として、会報誌及びサービスセンターのホームページで公募するものとする。

(広告掲載希望者の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、原則として、広告掲載申込書(第1号様式)に必要事項を記載のうえ、広告原稿案を添えて申込みものとする。

(広告主の決定)

第7条 広告主の決定は、サービスセンター広告掲載取扱要綱第2条及びサービスセンター広告基準に基づき、申込み順により決定し、その結果について広告掲載希望者に書面において通知(第2号様式)するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告原稿は、サービスセンターの協議を経て、広告主の責任及び負担で作成するものとし、サービスセンターが指定する期日(以下「提出期日」という。)までに提出するものとする。

- 2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(広告掲載料の納入及び領収)

第9条 広告主は、サービスセンター発行の請求書(第3号様式)に記載の掲載料を、指定する期日(以下「指定期日」という。)までに納入するものとする。

2 サービスセンターは、広告主の求めに応じ、領収書を発行するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 広告主が、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告等のいずれの手続きを経ずに、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに掲載料の納入がないとき

(2) 提出期日までに掲載条件等を満たす広告原稿の提出がないとき

(3) 掲載決定後に、広告の内容等がサービスセンター広告掲載取扱要綱第2条及びサービスセンター広告基準に抵触することが判明したとき

2 前各号の取扱に関して、サービスセンターは賠償の責めを負わないものとする。又、納入済みの掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げ場合は、広告主は書面により、サービスセンターが定める日までに申し出しなければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納入済みの掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載された広告の内容等にすべての責務を負うものとする。

2 広告主は、広告内容等について、第三者から異議申し立てや損害賠償の請求などの行為が行われた場合は、自己責任においてすべてを解決するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて理事長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

種類	掲載期間または規格	掲載料	
		会員	会員外
ホームページ	3カ月	3,000円	6,000円
	6カ月	6,000円	12,000円
	12カ月	12,000円	24,000円
KOKOナビ	A4:1/4面	10,000円	20,000円
	A4:1/8面	5,000円	10,000円
	A4:1/2面		30,000円
KOKOワーク	1カ月	3,000円	6,000円